

関東領国体制形成期における代官頭大久保長安の地方行政について：南関東での活動を中心に

BABA, Kenichi / 馬場, 憲一

(出版者 / Publisher)

法政大学多摩論集編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei University Tama bulletin / 法政大学多摩論集

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

93

(終了ページ / End Page)

113

(発行年 / Year)

2013-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009610>

関東領国体制形成期における

代官頭大久保長安の地方行政について

——南関東での活動を中心に——

関東領国体制形成期における

代官頭大久保長安の地方行政について

—南関東での活動を中心に—

馬場 憲一

はじめに

江戸幕府創業期の民政と幕府の財政基盤確立に貢献していた代官頭大久保石見守長安（一五四五～一六一三）は、天文十四年（一五四五）甲斐武田氏に仕える猿樂師の次男として生まれ、天正十年（一五八二）の武田氏滅亡後は徳川氏の家臣となり甲斐の民政を担当していた。さらに天正十八年八月徳川氏の関東入国後は代官頭として関東領国の支配を担当することになり、慶長六年（一六〇二）には石見銀山、同八年には佐渡金山を支配し、この年に従五位下、石見守に任じられている。

ところでこの大久保石見守長安については、日本近世史の泰斗である村上直氏（法政大学名誉教授）の一連の研究成果によつて、幕府創業期の幕政史上に大久保長安が果たした役割と業績についてほぼその全貌が明らかにされている¹。そのため小稿ではそれらの研究成果に依拠しつつ、代官頭として活躍した大久保長安の関東領国、とりわけ南関東（武蔵国多摩郡）における事跡を追いながら徳川氏の関東領国体制形成期に大久保長安が地方行政に果たした役割についてみていくことにする。

一 大久保長安の幕府成立後の地方行政

大久保長安が支配した幕領は関東、甲斐、伊豆、駿河、信濃、美濃、越後、佐渡、伊勢、近江、大和、石見など東国から中部地方、畿内、中国地方におよんでおり、その幕領支配は、長安の命を受けた手代代官・下代を現地に配置し、彼らによって行われていた²⁾。本節では江戸幕府成立後の大久保長安の地方行政の実態について検証していくことにする。

大久保長安が病死する四日前の慶長十八年（二六一三）四月二十一日付けで津藩主藤堂高虎宛に差出された「覚」³⁾によると、大久保長安が江戸幕府成立後に地方行政に関わっていた地域とそこでの年貢収納等の仕組みや担当者などを具体的に記しており、その地方行政の実態を知ることができる。

それによると、

(a) 「石見銀山」とその「地方」に関する行政は、「米賣銀」の「勘定」と「江戸 將軍様」への「運上」銀の納入に関する業務であり、現地に竹村丹後道清を配置し担当させていた。

(b) 「佐渡銀山」については、「銀山并地かた米賣銀」の「勘定」の仕上げと、「江戸 將軍様」への「運上」銀の納入が仕事となっており、現地に田辺十郎左衛門尉と宗岡弥右衛門を配置し担当させていた。

(c) 「伊豆銀山」は、産出銀の「勘定」と、「御運上」「地かた」を取り扱い、現地に配置した「和田河内・竹村九郎右衛門・河合作兵衛」が担当していた。

(d) 「和州・江州・濃州御代官所」については、年貢の「勘定」と「江戸 將軍様御蔵入分」の「勘定」が仕事で、現地に配置されていた「鈴木左馬助・杉田九郎兵衛」が担当していた。

(e) 「甲州御蔵入」地の「勘定」については、現地に配置されていた「平岡々右衛門・岩波七郎右衛門尉」が担当していた。

(f)「関東御代官所」については、年々の年貢の「勘定」を行い、現地に配置されていた「田辺庄右衛門尉・大野八右衛門尉」^(尊吉)が担当していた。

(g)「木曾谷中」の「地かたとどいくれ」^(土居博)について、その「勘定」は現地に配置した「代官山村父子」^(貞勝・長安)が担当していた。以上のように大久保長安が支配していた地域とそこでの仕事と担当者などを通して地方行政の実態を具体的に知ることができる。このように慶長十八年当時の幕府創業期には七つの支配地域で年貢勘定や運上銀納入などが行われ、「惣別少之儀もそれ／＼^(亦)物主を申付、物主手前よりすぐに御勘定為^レ致候」という体制のもと各支配領域に担当者を実際に配置して、大久保長安の地方行政が展開されていたことがわかる。

二 大久保長安の南関東での事跡と役割

前節でみたように江戸幕府成立後の創業期においては大久保長安の主な地方行政は石見、佐渡、伊豆の金銀山経営と、それら金銀山のある地域をはじめとして和泉・近江・美濃・甲斐・関東などの幕領における年貢収納が中心であった。本節では天正十八年八月、徳川家康の関東入国後における大久保長安の南関東支配の拠点づくりや交通網の創設、宗教授点への対応、在地支配の様相などについて検証し、関東領国体制形成期の大久保長安の事跡と役割などについてみていくことにする。

(1) 地方行政の拠点づくり

① 八王子の町立て

天正十八年(一五九〇)八月、徳川家康の関東入国に従って関東に移った大久保長安は、武蔵国多摩郡八王子町を拠

点に代官頭として地方行政に携わっていくことになる。

ここでは、南関東に位置し大久保長安が地方行政の拠点とした八王子町建設の状況をみていくことにする^④。『新編

武蔵国風土記稿』の「八王子横山十五宿附滝山」の項によると、八王子町設立当初の状況を次のように記している^⑤。

大久保石見守長安惣奉行トシテ。小門宿ニ住シ。町中ニ番屋ヲカマヘ籠獄ヲ置テ非違ヲイマシメケリ。茲ニ當所ハ新宿ニテ町人等モワツカニ居ヲシメシ始ナレバ。近郷ノ落武者或野武士ノ類多クアツマリ住ケルニゾ。ヤ、モスレハ騒亂ニ及シユヘ。命アリテ関東ノ御代官ヲ多ク此邊ニ居住セシメラレ。長安是ヲ指揮セリ。

当時、八王子町は新たに造られた宿であり、周辺から落武者や野武士などが数多く集住し騒動に至るようなことがあったので、大久保長安は小門宿に住んで町の中に番屋を作り、牢獄を設け法に従わない違法な行為を戒め、さらに彼（長安）は命令を受けて関東の代官を八王子付近に居住させ指揮下においていたことがわかる。

小門宿に設けられていた大久保長安陣屋については「宿ノ南表ニテ上野原宿金剛院ノ北ニアリ」「陣屋ノ中央ヨリ西南北ノ三方ニ土手アリ」「段別六段ニ畝十五歩」^⑥などであり、三方に土塁を築き敷地は約六二〇〇平方メートルで広大な面積を有していた。

また八王子町の町立てについては、元禄年間（一六九六）に作成された八王子横山十五宿絵図^⑦によつて平面的に理解することができる（九八〜九九頁参照）。

それによると町のほぼ中央に東西に走る甲州街道を通し、その街道沿いの横山宿・八日市宿・八幡宿・八木宿には宿場機能を有し伝馬役を負担する百姓屋敷が設けられていた。また百姓屋敷の裏手には大久保長安配下の代官の屋敷を配置し、町の中心から少し西南側に寄つた位置に土塁と堀に囲まれた大久保長安の小門陣屋があつた。さらに町の軍事・防衛的な側面からみていくと、敵の進攻を阻止するため町の東側部分（新町）の甲州街道が鉤の手に折れ曲がつており（注：当該絵図には掲載されていないが、八王子町の西側に隣接する千人町でも通過する甲州街道の西端部分が鉤の手に曲がつている）、町の周囲には大久保長安がかつて仕えていた武田信玄の娘松姫尼が開基となつて開いた信松院を

はじめ多くの寺院を集中的に配置し、八王子の町が軍事・防衛にも配慮し造られていたことがわかる。

一方、大久保長安は八王子町建設にあたって町の北側を流れる南浅川の水が町内に流れ込むのを防ぐため「石見堤」という土手を築造しているが、植田孟縉によって書かれた『武蔵名勝図会稿本』によると次のように記されている⁸⁾。

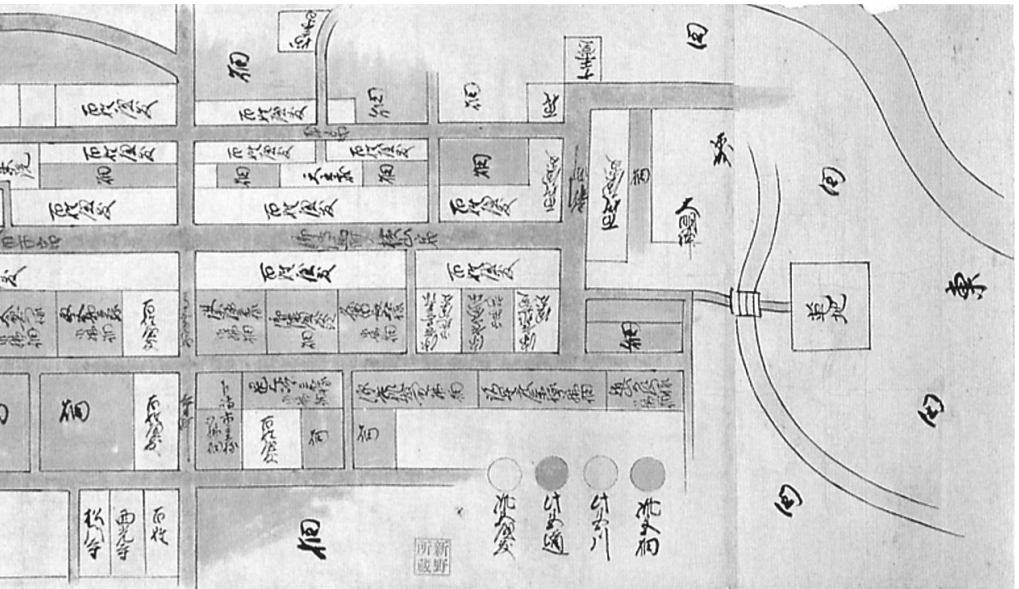
天正の初、北条氏八王子城居の頃、小仏川、栲田川出水し、今の散田新地といふ所ハ川瀬にして、夫より今の千人町通りを流れて本郷村の下より浅川へ流入りける由、其後、八王子城陥し後に、城下町の亡民を今の八王子町へ引移されし後も、洪水、又島之坊宿辺市巾へ流れいとせしかハ、石見守下知を伝へ由井領、小宮領、日野^(領カ)の村々へ課せしめて町圍の長堤を築けり、新地と千人町の堺なる地藏堂の脇より千人町裏通、馬場地の南附の土手へ続き、宗格院脇より島之坊宿の限りへ出て、本郷村多賀神社のうしろ通より同村田圃の辺迄、上は坤の方より良の方へ凡長さ十四、五町、敷三間余、高さ七尺許なり、石見守の功を以て築宮し、村民水害を避けれハ、土人称号して石見堤と唱ふ

このように大久保長安は水害から八王子の町を守るために八王子周辺の由井領、小宮領、日野領などの村々に課役を命じ隣接する千人町から本郷村に至る約一・六キロに長い土手を築いている。

以上のように、八王子の町立ては大久保長安が深く関わって実施されており、以後百年余りにわたって八王子町は関東領国支配の拠点となっていた。

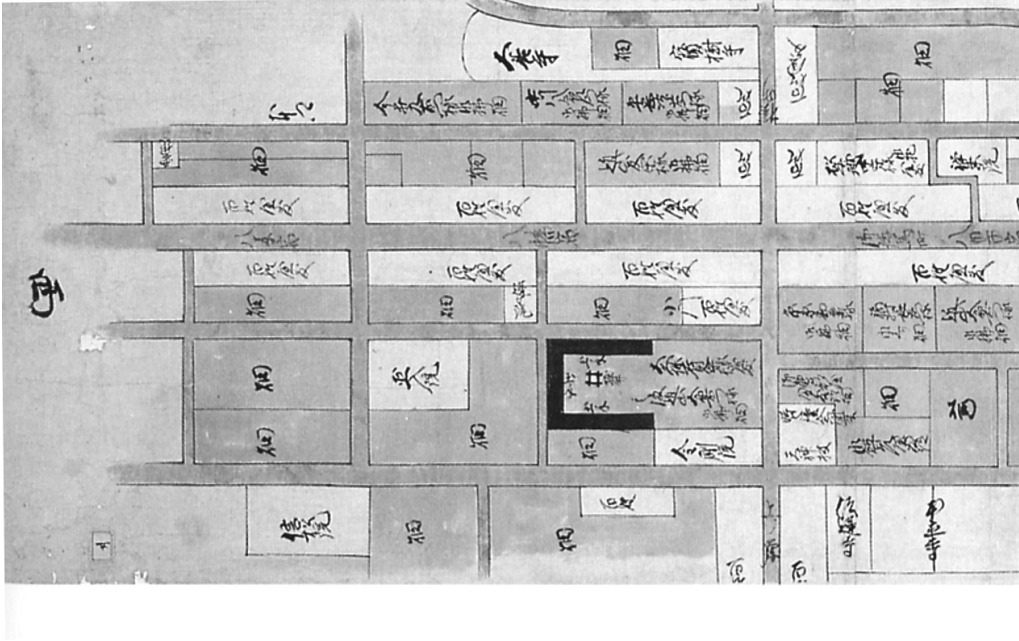
② 八王子千人同心成立への関わり

大久保長安は町立てによって八王子町を地方行政の拠点とする一方、のちに「八王子千人同心」と呼ばれた徳川下級家臣団の成立に関わるることによって八王子町に隣接する地域(↓のちの千人町)にその軍事組織の中核を配し、八王子町という支配の拠点づくりに軍事的側面から一定の役割を果たしていたことが考えられる。ここではその状況をみていくことにする。



【八王子横山十五宿絵図】(『特別展 甲州街道を旅する』より転載)

馬場



徳川氏の関東入国後間もない天正十九年正月十九日、大久保十兵衛（長安）から八王子千人頭の前身である「九人頭衆」に対して次のような書状が差出されていた⁹⁾。

- 一、御飛脚ニ預け申候、仍而知行之場所御繩之上、先日望之所を以可レ被レ下候由御意候事
 - 一、各御出仕之所も相定申候事
 - 一、同心衆御ふち之儀、先一人ふちつ、五百人ニ貳百五十俵つ、原佐へ我等手形を以、月別ニ相渡候事
 - 一、棟別之儀者、御繩之上可レ被レ仰付ニ由御意被レ成候事
- 右いづれも念を入申上候條、可レ安ニ御心ニ候、恐々謹言

(天正十九年カ)
正月十九日

大 十兵判

江戸より

九人頭衆

これによつて大久保長安が、のちに八王子千人頭と呼ばれた「九人衆」の知行地割り・出仕する場所・扶持米支給などについて指示しており、この軍事組織全体を統轄していたことがわかる。しかし、その後、大久保長安が小門陣屋に在陣し地方行政に関わっていたと考えられる天正十九年七月二十一日には、次のような知行書立を発給し、大久保長安は武蔵国多摩郡府中辺りにその八王子千人同心給の手作り分として一〇〇〇石を与えている¹⁰⁾。

知行書立

- 一、三百五十四石七斗九升八合 やふの郷
 - 一、百八十三石八斗三升七合 本宿西北通
 - 一、四百六十壹石三斗六升五合 府中内ニ而
合千石也
- 右、為ニ同心給内ニ手作之分ニ相渡候、重而取レ之可レ申候也

馬 場

卯七月廿一日

大久保十兵衛(花押)

十人頭衆

また小人頭が八王子町に隣接する地に拝領屋敷を与えられ移住した文禄二年(一五九三)正月から八ヶ月後の文禄二年八月二十一日、大久保長安は伊奈熊蔵(忠次)と連名で次のように小人頭に対し武州の「山根筋中野郷」から上総国への知行替えを命じ、八王子千人同心の知行割りなどに重要な関わりを持ち、八王子町を軍事面での支配の拠点とするこ
とに大きく関与していたことがわかる¹¹⁾。

山根筋中野郷替り上総内にて、諸鄉村書立

一、貳百九十六石六斗八升九合 北子安郷

一、九十石貳斗五升七合 高原郷

一、四十九石九斗三升壹合 台郷

一、五十三石七斗貳升 作木郷

一、三十九石壹斗壹升貳合 大寺内

右分爲^二御知行^一相渡候、可^レ有^二御所務^一者也、仍如^レ件

巳八月廿一日

伊奈熊蔵

大久保十兵衛

甲州

御小人頭衆

さらにこのことは慶長五年(一六〇〇)九月の関ヶ原戦を前にして、同心五〇〇名を新たに募集する折にも大久保長安が重要な役割を果たしていたことが次の史料から窺い知ることができる¹²⁾。

八王子小門に役館ヲ設ケラレシ大久保石見守長安諸家漂流之浪士可三召出ニ旨蒙ニ台命ニ、宗重長安之吹拳ヲ以慶長五庚子徳川神祖 家康公江被ニ召出一、八王子千本土頭石坂弥次右衛門隊中頭之蒙ニ名義ニ捧録賜リ

これは甲斐出身で武蔵国多摩郡雨間村に土着していた土豪的農民丸山氏の家譜の一部であるが¹⁵、この史料から大久保長安が八王子千人同心の取立てに際して徳川家康の命を受けて在地の有力な人物を推挙していた事実を知ることができる。

いずれにしても大久保長安は八王子千人同心の成立に関与し重要な役割を果たしており、八王子町の支配の拠点づくりに民政・軍事両面から重要な関わりをもっていたことがわかる。

(2)交通網の創設

大久保長安は江戸幕府の交通制度の確立や整備に重要な役割を果たしていた。

それは徳川幕府が編纂した『東照宮徳川実紀』巻八の慶長九年二月四日の条に「諸国街道一里毎に塚塚(世に一里塚といふ)を築がしめられ。．．(中略)．．大久保長安之を惣督し」¹⁴とあり、江戸幕府創業期に江戸日本橋を基点とする交通制度の確立に大久保長安が重要な役割を担っていたことが記されていることからわかる。ここでは彼(大久保長安)が関わったとされる甲州街道と青梅街道の開設状況を武蔵国多摩郡の事例からみていくことにする。

①甲州街道の開設

近世に江戸と下諏訪とを結ぶ主要道路として発展してきた甲州街道の開設に代官頭の大久保長安が重要な関わりをしていたことは知られている¹⁵。

しかし、大久保長安が甲州街道の開設に直接関与したことを示す当時の史料は現存していない。元禄十六年(一七〇三)三月に作成された甲州街道日野宿の成立の様子を書上げた「挨拶目録」によると「一、慶長十年大久保石見守様方単人殿・帯刀殿・当主計殿被レ召、此村を継場に御取立之書附御見せ被レ成候」¹⁶とあり、慶長十年(一六〇五)に大久保

長安が日野本郷(村)の名主を勤めていた佐藤氏など村役人を呼び出し、日野本郷を伝馬・人足の継立場に取り立てることを記した書付を見せている。この史料は日野宿成立から約一〇〇年後に書上げられたものであるが、これによって甲州街道開設に大久保長安が直接関わっていたことを知ることができる。

② 青梅街道の開設

近世に江戸と甲州とを武蔵国多摩郡青梅宿經由で結ぶ道路が青梅街道であり、この街道も代官頭大久保長安によって開設されたと考えられている¹⁷⁾。そのことを示す史料として次のような古文書がある¹⁸⁾。

今度江戸御城御作事、御用白土武州上成木村・北小曾木村・山根より取寄候、御急之事ニ候間、其方御代官所三田領・加治領御領私領道中筋より助馬出レ之、無レ滞石灰附送候様可ニ申付ニ駄賃口付服忌有レ之者、堅出し不レ申候様可ニ申付ニ候、以上

(慶長十二年)
午 十一月

大 相模守
本 佐渡守

大久保石見守殿

前書之通可ニ相心得ニ者也

大石見

上成木村 白土焼

下成木村 白土焼

この古文書は慶長十一年十一月、江戸幕府の年寄衆本多佐渡守正信と同じく年寄衆の大久保相模守忠隣から代官頭の大久保長安宛に差し出された連署状である。古文書の内容から江戸城の改修工事に伴ない白壁用の石灰を武州上成木村・北小曾木村などから取り寄せることになり、火急のことなので大久保長安が支配している三田領・加治領などの幕領・私領・道中筋から助馬を提供し、滞りなく石灰を江戸まで送ることを命じていることがわかる。この史料によって

青梅街道が大久保長安によって開設されたとされている。

ところで青梅街道の開設に伴ない、慶長十六年（一六一一）二月、多摩郡師岡村に土着していた吉野織部之助によって青梅街道沿いの西武蔵野の原野に新町村が開村されているが、その新町村開発時には入村者がほとんどいなく、同十八年二月に吉野織部之助は代官頭であった大久保長安配下の代官高室金兵衛昌重に依頼し次のような文書を出している¹⁹。

此度西武蔵野ニ吉野織部之助致ニ頭取ニ新田取立候間、一男・三男有レ之者ハ出レ之、百姓相勤可レ申候、且井穿人馬織部之助差図次第可レ出候、若於レ滞可レ為ニ越度ニ者也

丑二月 高室金兵衛 印

青梅村 藤橋村

黒沢村 谷野村

成木村 木ノ下村

北小曾木村 塩船村

上師岡村

根ケ布村

西分村

乗願寺村

右村々名主

年寄

右同廻状

長瀬村

畑中村

駒木野村

千ヶ瀬村

和田村

下村 二又尾村迄相廻る

右村々名主

年寄

これによつて新町村への入村者が各地から集まり新町村の開発が始まることになる。

青梅街道開設に伴ない開発されたと考えられる新町村に対し入村者募集に大久保長安配下の代官が関わつていたという事実から、大久保長安が何らかの形で青梅街道の開設に関与していたことを裏付けることができる。

(3) 宗教拠点への対応

① 高尾山での竹木伐採禁止

高尾山薬王院（現・東京都八王子市に所在）は古くから山岳信仰の霊場として信仰をあつめ、とりわけ戦国大名の北条氏照（八王子城主）は寺域を保護してきていた²⁰。

徳川氏の関東入国後まもない天正十九年（一五九二）四月二十七日付で、大久保長安は彼の配下の代官・手代宛に次のような書状を送付している²¹。

尚々たれ人成共、竹木ミたりニきりとり候ハ、

早々召つれ可レ被レ参者也、已上、

高尾山八王子近辺に候間、誰人成共みたりニ竹木切取

候ハ、自ニ前々一法度之地ニ候間、八王子へめしつれられへ
き者也、

う

卯月廿七日 大 十兵（花押） ㊦

藤橋庄左衛門との

設楽惣右衛門との

原 佐 渡との

参

この書状は高尾山での竹木伐採の禁止を命じたもので、違反者に対しては八王子の陣屋まで召し連れてくることを命じたもので、戦国期の北条時代の政策を踏襲し高尾山という中世以来の宗教拠点に対し従来からの既得権益を認め庇護してきていることがわかる。

② 御嶽山の社殿造営

御嶽山(御嶽威王権現社。現・東京都青梅市に所在)は、関東における威王信仰の中心として人びとの崇拜を受けていた。江戸時代は江戸幕府の祈願所となり、朱印地三〇石の寄進を受け、庶民の盗難除けと火難除け、養蚕・安産の守護神として信仰されていた。

安永七年(一七七八)九月三日付で御嶽山神主金井氏から寺社奉行に差し出された「御嶽山社頭御造営之次第并富突願ニ付趣意申上候覚」には次のように記されている⁽²²⁾。

御嶽山社頭御造営之次第并富突願ニ付趣意申上候覚

一、天正十九年卯十一月

東照宮様三拾石社領御寄附被_レ成下_一、御武運御長久之御祈願所与御判物を以被_レ成下_一候、以来 御代々様御朱印頂戴仕候、社頭御建立之儀、慶長拾巳年・同十一年兩年ニ悉ク御造営被_レ下置_一候、此節御奉行者大久保石見守殿与有_レ之候、奉_レ入_二 御上覧_一候安平御太刀、此節御奉納_二御座候、・・(後略)・・

これによって慶長十年(一六〇五)、同十一年の二ヶ年にわたって大久保長安を奉行として社殿の造営が行われて、太刀が奉納されていたことがわかる⁽²³⁾。

③六所宮の社殿造営

六所宮(現・大國魂神社で、東京都府中市に所在)は武蔵国の総社で六社を合祀し、源頼義と源義家が奥州に向かう際に戦勝を祈願したり、また源頼朝が妻の安産祈願をするなど由緒ある神社であつた。天正十九年(一五九二)徳川家康は六所宮に対して朱印地五〇〇石を寄進しているが、『新編武蔵国風土記稿』の六所神領の項には次のような記事が散見される²⁴⁾。

慶長十五年。宮社及樺門鳥居諸末社。以下倉庫等ニ至ルマテ。造営ヲ加ヘラル。コノ時大久保石見守長安奉行セリ。カノ石見守奉納ノ銅燈籠今ニ存セリ。

これによると、慶長十五年(一六一〇)、大久保長安が奉行となつて六所宮境内の諸殿舎などの造営を行い、銅製の燈籠を奉納して²⁵⁾いた。

このように徳川氏の在地支配にあつては地域に影響力をもつていた由緒ある寺社に一定の配慮をし、寺社政策を展開していたが、大久保長安は彼の支配領域においても宗教的拠点が従来から有する権利を認め、また彼自身、寺社の建物造営などにも関わり、燈籠なども寄進しており、宗教拠点に一定の配慮をしながら地方行政を推進して²⁶⁾いたことがわかる。

(4)在地支配への関与

大久保長安の南関東における在地支配の様相を記した史料は管見のかぎりでは皆無に等しい。そのような中であつて江戸幕府成立以前に大久保長安の南関東における在地支配の様子を窺うことができる次のような史料がある²⁶⁾。

平井衆書付写

一、小宮領之内平井之郷高永百拾六貫五百文之所御座候を、三拾五年^(ママ)先之寅年之四月八日に冷雨ふり百姓退転仕候付、五拾五貫文定納仕候、残六拾壹貫五百文不作仕候付而、大窪^(久保)石見様へ此由申上候へハ、則為レ此之検見御出

被_レ成、平井之百姓共被_二召出_一被_二仰付_一候分ハ、如_レ何様にも才覚致、此荒地開申候へと御達被_レ成候間、我等共申上候分ハ、前々平井ニ市三さい立来り申候を、寅年百姓退_レ伝_{（傳）}之時分伊奈へとられ申候間、此市を被_二仰付_一御返し被_レ下候ニ付而ハ、不作開可_レ申候与我等共申上候へハ、則如_二前々_一御返被_レ下候処ニ午拾月七日_{（寛永七）}伊奈ニ新市を立本宿三六さい立申候へハ、小宮領細谷之儀ニ御座候間、平井之市ハ一円立不_レ申候ニ付百姓迷惑仕候間、此市如_二前々_一立申候やうに被_二仰付_一可_レ被_レ下候事、

一、右御請申上候とて市御返し被_レ下候ゆへ、開被_レ申仕、只今ハ永百拾六貫五百文定納仕候、其外町中其の儀も尤_{（應）}のへ_{（申）}のさる_{（申）}のとし御改被_レ成、永式貫八百六拾四文定納申候、如_二前々_一平井之市退_レ伝_{（傳）}不_レ申市_二被_二仰付_一可_レ被_レ下候事、

寛永拾年酉五月十一日

平井

半兵へ

与三左衛門

次兵へ

二郎左衛門

弥五右衛門

小兵衛

利右衛門

庄兵へ

高室金兵衛様

この史料は寛永十五年（一六三三）五月十一日、多摩郡平井郷の百姓八名が代官の高室金兵衛昌重に対し平井村の「市日」について訴え出した書付である²⁷。それによると三十五年前の寅年²⁸四月八日に冷雨が降りその影響で農作物の不作とそれに伴う生活の衰退を農民が申し出た折、大久保長安は検見のため自ら平井郷に来村し百姓を召し出し荒地

の開発を命じ、市日の返還を裁断していた。

大久保長安の在地支配の実態については、さらに検討を要する研究課題であると考えるが、この史料からみるかぎり、この時期、大久保長安の在地支配は飢饉に苦しむ農民からの訴えに対しては市日争論などにも関わる出来事であったため、直接、当該村落に赴き迅速かつ機動性をもって対応をしていたことがわかる。

おわりに

以上、江戸幕府の代官頭として活躍し、幕府創業期の財政と民政に多大な業績を残した大久保石見守長安の地方行政について、南関東（武蔵国多摩郡）での事跡を中心にみてきた。ここではそれらを要約して結びとする。

江戸幕府成立後における大久保長安の地方行政は石見・佐渡・伊豆の金銀山経営と和泉・近江・美濃・甲斐・関東など幕領の年貢収納が中心であった。

しかし、天正十八年八月一日の徳川家康に従って関東に入国した直後の大久保長安の地方行政への関与は、まず地方行政の拠点としての八王子の町づくりであった。軍事組織である八王子千人同心の成立に関わり、八王子町の民政・軍事両面からの機能を有する拠点づくりに重要な役割を果たしていた。

南関東に位置する多摩郡をほぼ東西に横切る甲州街道（甲州道中）や青梅街道の開設にも直接・間接的な関わりをしており、この南関東における交通網の整備にも深く関与していた。

また高尾山・御嶽山・六所宮などの宗教拠点に対しては、従来から有する権利を認め、また寺社の造営などにも関わり、建物の竣工時には燈籠などを寄進し、宗教的旧勢力に一定の配慮を示しながら地方行政を推進していた。さらに在地支配にあたっては飢饉に遭遇した多摩郡平井郷の事例にみられるように農民の訴えに対し大久保長安自身が自ら現地

に赴き、迅速かつ機動的な対応を図っていた。

このように大久保長安は代官頭として南関東を拠点に地方行政に携わっており、徳川氏の関東領国体制形成に向けて南関東を中心に大久保長安が重要な役割を果たしていたことを指摘することができる。

【注】

(1) 村上直氏の「大久保長安に関する論考は計一七編におよび、二〇一三年三月にそれらのうち主要な論考をまとめ、『論集 代官頭大久保長安の研究』(仮題)として揺籃社から刊行されることになっている。

(2) 和泉清司『幕府の地域支配と代官』(同成社 二〇〇一年) 一一一～一三頁。

(3) 和泉清司編著『江戸幕府代官頭文書集成』(文献出版 一九九九年) 八九〇～八九二頁

(4) 八王子の町立て(Ⅱ都市計画)について記した当時(近世初期)の史料は現存していない。その町立ての様子を記した史料はいずれも近世後期の編纂物である。地元八王子では町立てを担当した人物について戦前から論争が行われてきている。ここでは村上直、樋口豊治両氏の「八王子町の建設は、行政的指揮(大久保長安)と地元の協力(長田ら)によって実現されたということが出来る」(原田伴彦ほか編『日本都市生活史料集成』8 宿場町篇)収録史料「横山根元記」の解題という説に従ってみていくことにする。

なお、八王子の町立てについては、二〇一三年一月二十六日に八王子市内のクリエートホールで開催された公開討論会「市民フォーラム 未来を語る～歴史から学び、未来を描く～」で、基調講演(演題「近世八王子町の発展」)をされた八王子市市史編集委員会委員長(近世部会長・東京大学名誉教授)の藤田覚氏が、参加した市民の発言に関連して以下のように述べている。

「現在の市街地の八王子自体は、あのー、先ほど申しましたように、あのー、元八王子から移転させて新たに

造った町でありまして、そのための言わばインフラ整備みたいなことで、あのー、えー、一つは、あのー、治水と交通、ですね。道路。これを設置。で、そして、そこに町を立てて割って町割りにしていくということをやったのは、大久保長安とその配下の代官たちが、それがもう間違いないと思います。で、ただし、あのー、実は八王子に限ったことではなく、こう言う造り方、ごく一般的にどこでも行われている、町を造るんですね。城下町も同じです。みなそういうこと行われていたし、あつて、決して大久保長安の独創性とか、そういう問題ではないんだと、わかることで押さえておくのが良いのではと思います。で、まあー、千人同心。頭、同心。まあー、これは旧武田の家臣たちですから、彼らが、まあー、武田□□、子孫というか、□□がなくなりましてから、みな浪人ですが、まあー、それを徳川家康が、まあー、活用したとなると思いますが、で、当初は現在の、えー、まあー、元八王子の周辺に移って住まわせている。で、それが、あのー、えー、ここにも書きましたが、文禄元年に、あのー、長安の配下として入ってきて、町立てをするとともにですね。現在の千人町にその千人同心として移すということです。」(発言のまま。ただし□□は聞き取れず不明部分)

しかし、八王子の町立てについては、本稿の本文部分で若干触れているように、当時の八王子に求められていたと考えられる機能を踏まえた町の構造的特徴、さらに大久保長安が徳川氏の五か国領有時代以来、甲斐で民政担当の役人を務め、または武田遺臣であったことなどを加味して考えると、彼(長安)なりの創意工夫と考えをもって町立てに臨んでいたことは明らかであり、八王子の町立てについて大久保長安の「独創性」を敢えて否定する見解には疑問が残る。

(5) 『新編武蔵国風土記稿』多摩郡巻之一百一

(6) 『新編武蔵国風土記稿』多摩郡巻之一百一 小門宿の項

(7) 新野家文書

(8) 『武蔵名勝図会稿本』多摩郡之部第七

- (9) 前掲注(3) 同書 一五〇頁。
- (10) 『桑都日記続編』 一三八頁。
- (11) 村上直編『八王子千人同心史料』(雄山閣) 一二二頁。
- (12) 丸山雄重家文書「丸山家系譜」。
- (13) 丸山氏の甲斐から武蔵へ移住し、雨間村への土着の様子については拙著『近世都市周辺の村落と民衆』(雄山閣 出版 一九九五年) に詳しいので参照のこと。
- (14) 『新訂増補 国史大系』第三十八巻 一〇四頁。
- (15) 甲州街道の開設にあたって代官頭大久保長安が果たした役割について概観した近年の論考として東京都教育庁編『歴史の道調査報告書 第五集 甲州道中』(一九九八年刊) 所収の「甲州道中の概要」(村上直氏執筆)がある。
- (16) 『日野市史史料集 近世Ⅰ 交通編』 一八頁。
- (17) 近年の論考として東京都教育庁編『歴史の道調査報告書 第二集 青梅街道』(一九九五年刊) 所収の「青梅街道の概要」(村上直氏執筆)がある。
- (18) 『朝野旧聞哀藁 東照宮御事蹟』第十三巻(汲古書院) 五五頁。
- (19) 吉野家文書「仁君開村記」。
- (20) 『高尾山薬王院文書』第一巻の「解説」の「一、戦国期間関係」(村上直氏執筆)に詳しい。
- (21) 『高尾山薬王院文書』第一巻 二九五頁。
- (22) 『武州御嶽山文書』第二巻 三三九頁。
- (23) この時期の造営は大久保長安の配下にあつた代官大野善八郎と同鈴木孫右衛門が関わり、「造栄^⑤之奉行」(御普請御奉行)には、大久保長安と三田家旧臣の野口刑部少輔が当たり、実務は野口刑部少輔が担当していた(『武州御嶽山文書』第二巻 八二〜八三頁、一三三頁)。また武州御嶽神社には釣燈籠二基(青梅市有形文化財)が

現存しているが、その火袋に彫られた文字は「大久保石見守敬白」「奉寄進武州三竹藏王権現」「慶長十一年丙午十一月吉日」とあり、大久保長安によつて御嶽山の社殿造営が行われていたことを当時の「モノ」史料を通して理解することができる。

(24) 『新編武蔵国風土記稿』多摩郡 卷之九十二

(25) またまた大久保長安が死去する十五日前の慶長十八年四月十日、長安の手代大野八右衛門父子は六所宮に刀剣を奉納し、良好な関係づくりに努めていた。

(26) 石川尚志所蔵文書。

(27) 高室金兵衛昌重は、既述したように青梅街道開設に伴ない開発されたと考えられる西武蔵野の新町村開村時に周辺農民に入村を命じるなど、大久保長安存命中には長安配下の代官として活動していたと考えられる。

(28) 「三拾五年先之寅年」は慶長三年（一五九八）に当たり戌年である。その年の前後で「寅年」は慶長七年である。

【付記】

本稿は島根県大田市教育委員会主催「石見銀山世界遺産センター公開講座」(二〇二二年九月二十九日開催)での講演「大久保長安の業績と歴史的な役割―各地に残る足跡から―」の一部をまとめたものである。講演の機会を与えてくださった大田市教育委員会の関係者各位に対し、記してお礼を申し上げる。